

山梨県公報

第一千七百七十一号

平成二十三年

十月三日

月 曜 日

目次

告示

| | |
|-----------------------------|----|
| 保安林の指定の予定(二件)..... | 七一 |
| 障害者就業・生活支援センターの指定の一部改正..... | 七二 |
| 土地改良事業の施行同意..... | 七二 |
| 道路の区域変更..... | 七二 |
| 公告 | |
| 一般競争入札について..... | 七二 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請..... | 七三 |
| 土地改良区役員の退任及び就任..... | 七四 |
| 随意契約の相手方の決定について..... | 七五 |
| 落札者の決定について(二件)..... | 七六 |
| 教育委員会 | |
| 落札者の決定について..... | 七六 |

告示

山梨県告示第四百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年十月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南アルプス市曲輪田字峯三三三四、三三三六の二から三三三六の三まで、三三三七の三、三三三七の六、三三四七から三三五〇まで、三三五一、三三三四六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字峯三三三六の二から三三三六の三まで・三三三七の三・三三三七の六・三三四七から三三三五〇まで・三三五一(以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年十月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

北杜市白州町横手字前山四三四三の五〇、四三四三の五五、字大日向四三二四、四三三二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字前山四三四三の五〇・四三四三の五五・字大日向四三二四・四三二二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百十六号

障害者就業・生活支援センターの指定(平成十五年山梨県告示第六十二号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十月三日

山梨県知事 横 内 正 明

本則の表住所の欄中、「北巨摩郡長坂町小荒間一〇九五番地七」を、「北杜市長坂町小荒間一〇九五番地七」に、同表事務所所在地の欄中、「北巨摩郡長坂町小荒間一〇九五番地七」を、「北杜市長坂町長坂上条二二三番地」に改める。

山梨県告示第四百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十三年九月二十二日に土地改良事業(小淵沢地区基盤整備促進事業)の施行について同意した。

平成二十三年十月三日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第四百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十三年十月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道

- 二 路線名 島上条宮久保給見堂線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|------------------------------------------|--------------|--------------|-----------------|--------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 甲斐市大袋字松葉四八九番の二地先から 甲斐市大袋字日向七二三番の二地先まで | 一八・六 三一・三 | 一八・六 一九・四 | | 四一・五 |
| | 四一・五 | | | |

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令第六十七条の六第一項の規定により公告します。

平成二十三年十月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 購入物品の名称及び数量
普通乗用自動車(定員十人) 一台
- 2 購入物品の仕様等
別紙仕様書のとおり
- 3 納入期限
平成二十四年三月二十三日
- 4 納入場所
山梨県総務部管財課自動車管理事務所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立

てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）をいふ。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

5 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できることを証明した者であること。

6 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「車両」が登録されている者であること。

7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部

管財課庁舎管理担当 電話〇五五 二二三 一三九二

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十三年十月十一日（火）までの、山梨県の休日を含め、山梨県条例第六号（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十三年十月十四日（金）までの、県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十三年十一月十一日（金）午後二時

山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館四階 四〇五会議室

5 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので

入札者は、契約希望金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他他人札に関する事項は入札心得（別紙）を確認すること。

四 その他

1 入札保証金

免除

2 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第九十九条に規定する契約保証金を納めなければならぬ。ただし、規則第九十九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 違約金の有無

有

5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月三日

平成二十三年十月三日

山梨県知事

横内 正明

一 退任

| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-----|-------|---------------|------------|
| 理事長 | 小俣 長二 | 上野原市四方津一三〇七番地 | 平成二十三年五月二日 |
| 理事 | 加藤 一夫 | 一四九番地 | 同 |
| 同 | 加藤 稔 | 一〇八番地 | 同 |
| 同 | 関原 章正 | 一二九六番地 | 同 |
| 同 | 小俣 郷之 | 一三二二番地 | 同 |
| 同 | 加藤 毅 | 一一九三番地 | 同 |
| 同 | 関原 秀夫 | 一二九二番地 | 同 |
| 同 | 天野 博 | 九二八番地 | 同 |
| 監事 | 久島 邦夫 | 上野原市川合二二五一番地 | 同 |
| 同 | 小俣 啓 | 上野原市四方津九七三番地 | 同 |

二 就任

| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 就任年月日 |
|-----|-------|---------------|------------|
| 理事長 | 小俣 長二 | 上野原市四方津一三〇七番地 | 平成二十三年五月三日 |
| 理事 | 加藤 一夫 | 一四九番地 | 同 |
| 同 | 加藤 稔 | 一〇八番地 | 同 |
| 同 | 関原 章正 | 一二九六番地 | 同 |

| | | | | |
|----|-------|--------------|--------|---|
| 同 | 小俣 郷之 | 同 | 一三二二番地 | 同 |
| 同 | 加藤 毅 | 同 | 一一九三番地 | 同 |
| 同 | 関原 秀夫 | 同 | 一二九二番地 | 同 |
| 同 | 天野 博 | 同 | 九二八番地 | 同 |
| 監事 | 久島 邦夫 | 上野原市川合二二五一番地 | 同 | 同 |
| 同 | 小俣 啓 | 上野原市四方津九七三番地 | 同 | 同 |

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年十月三日

山梨県知事 横内 正明

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬 三万三千五百五十箱
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十三年八月十七日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
グラクソ・スミスクライン株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番十五号
- 五 契約金額
九千二百二十九万六千五百円
- 六 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年十月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る物品等の名称及び数量

地下書庫書架（電動式移動棚・臨時固定棚等） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十三年八月二十二日

四 落札者の氏名及び住所

キハラ株式会社 東京都千代田区神田駿河台三丁目五番地

五 落札金額

二億四百七十五万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十三年七月十四日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年十月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る物品等の名称及び数量

閲覧スチール書架 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十三年八月二十二日

四 落札者の氏名及び住所

キハラ株式会社 東京都千代田区神田駿河台三丁目五番地

五 落札金額

一億四千八百五十万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十三年七月十四日

平成二十三年七月十四日

教育委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年十月三日

山梨県立博物館副館長 三 枝 仁 也

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

山梨県立博物館常設展示関連機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立博物館 山梨県笛吹市御坂町成田一五〇一 一

三 落札者を決定した日

平成二十三年八月十日

四 落札者の氏名及び住所

住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社 大阪府大阪市北区堂島一丁目五番三十号

五 落札金額

三千八百八十四万五千八百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に
よる公告を行った日
平成二十三年六月三十日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番